

平成24年3月23日

郵政民営化法の見直しについて

社団法人 全国信用組合中央協会
会長 中津川 正裕

昨日、郵政民営化法の見直しについて、自民・公明両党間における協議状況についての報道がありました。

私ども信用組合業界では、これまで郵政改革について、「実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は『民業の補完』に徹するべきである」と繰り返し主張してまいりました。

しかしながら、今般の自民・公明両党間の協議内容では、新規業務規制について「金融2社株式の1/2以上処分後は届出制」に移行するとされております。

なお、協議内容では、「他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮」等を新たに義務付けることとされていますが、その内容は必ずしも明らかにされておらず、政府関与が残されたままの届出制への移行は、民間との公正な競争条件が確保されないまま、業務範囲の拡大による民業圧迫が強く懸念されます。とりわけ貸出業務への進出は、信用組合が地域とともに育み築き上げてきた中小零細事業者や生活者との関係性までをも浸食し、地域金融等の混乱を招く恐れがあります。

したがって、新規業務規制については、少なくとも政府出資が残る期間は、中立・公正な第三者機関による適正かつ厳格な審査を必要とする認可制を維持する必要があると考えます。

また、預入限度額に関しては、「当面は引上げない」とされていますが、暗黙の政府保証が付された官業郵政の肥大化による民間の市場秩序の攪乱を防止するため、政府出資が残る期間は、その限度額の引き上げを行うべきではないと考えます。

今後の国会審議にあたっては、将来的に地域金融に無用の混乱を招くことのないよう、慎重な審議・検討が尽くされることを期待するものであります。

以上